

資料5(109件)

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A201900289 令和1年7月10日(北海道) 令和1年7月23日	接続ケーブル (太陽光発電システム用)	PV-DW20G	三菱電機株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は4本あり、それぞれ外壁に沿って設置され、途中でねじり接続されていた。 ○当該製品3本のケーブルは、ねじり接続部から離れた箇所まで断線し断線部に溶融痕が認められたが、他に溶融痕は認められなかった。 ○当該製品の1本のケーブルはねじり接続部の根元で断線及び溶融しており、太陽発電モジュール側のケーブルは回収されていなかった。 ○当該製品の1本のケーブルのねじり接続部に亜酸化銅の発生確認はできなかったが、同じ配線カバー内に収められていた3本のケーブルに溶融痕はなく、他の電源配線の被覆も残存していた。 ○事故発見時、当該製品より下に設置されていたメーター類が著しく焼損及び落下し、メーター付近から上方に向かって外壁等が著しく焼損し、メーター類については確認できなかった。 ●当該製品のねじり接続箇所から出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
2	A201900661 平成27年1月6日(東京都) 令和1年10月21日	電動アシスト自転車	A6L80	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、胸部を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、当該製品で雨にぬれた歩道を走行中、前方の歩行者を抜こうとしたところ、点字ブロックの凹凸にタイヤを取られて転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品は、ハンドルロック及びサークルロックが装備され、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であった。 ○ハンドルロックのケースは、破損していなかった。 ○当該製品は、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
3	A201900841 令和1年11月11日(栃木県) 令和1年11月26日	電子レンジ	YMW-S18B1	株式会社ヤマダ電機 (輸入事業者)	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は飲食店に設置されており、事故発生時は無人であったが、電源に接続された状態であった。 ○当該製品は焼損が著しく、制御基板、フィルター基板及びマイクロスイッチの1個が確認できなかった。 ○当該製品のフィルター基板からリレー間の内部リード線に2か所の溶融痕が認められた。 ○マグネトロン、高圧コンデンサー等、残存していた電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、当該製品の焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
4	A201900851 令和1年11月8日(東京都) 令和1年11月28日	空気清浄機 (加湿機能付)	KC-Z45W	シャープ株式会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、家人は外出中であったが、当該製品は常時、空気清浄モードで運転していた。 ○当該製品は焼損が著しく、樹脂製外殻が溶融して天面側はモーター等の電気部品が露出していたが、底面は一部焼損が認められるものの原形をとどめていた。 ○電源基板、表示基板及び操作基板は焼損が著しく、基板の全体又は一部が確認できなかった。 ○当該製品のファンモーター、電源コード、電源プラグ等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
5	A201900907 令和1年11月24日(広島県) 令和1年12月9日	IH調理器	HTC-4CB	株式会社日立ホームテック(現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、前面パネル及び内部右側に設置された基板類が焼損しており、特にメイン基板の焼損が著しく、基板の一部が焼け抜けていた。 ○当該製品の主要な電気基板のうち、前面上部に設置されたトッププレート表示基板及び前面パネル内に設置の操作基板は焼失していたが、内部右側に位置するメイン基板、インバーター基板及びフィルター基板は残存していた。 ○左右及び中央の3個のヒーターに発熱、発火した痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、調理使用後も常時電源スイッチをオンのままで使用していた。 ○ロースター部及び製品内部や底板部には、虫数匹が確認された。 ●当該製品のメイン基板から出火したものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
6	A201900982 令和1年12月13日(山形県) 令和1年12月27日	浴槽用温水循環器(24時間風呂)	AL-004(旭硝子株式会社ブランド)	コロナ工業株式会社(旭硝子株式会社ブランド)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は右側操作部から側面と底面及び漏電保護プラグを接続していたコンセントの焼損が著しかった。 ○当該製品内部に出火した痕跡は認められなかった。 ○漏電保護プラグとコンセントの焼損が著しく、漏電保護プラグの栓刃とコンセントの刃受部及び電線を確認することができなかった。 ●当該製品は漏電保護プラグとコンセントの焼損が著しく、コンセントボックス内から出火した可能性が考えられるが、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
7	A201901016 令和2年1月3日(青森県) 令和2年1月15日	電気冷凍庫	BM310	エレクトロラックス・ジャパン株式会社(輸入事業者)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は扉のない物置内の土間の上に直接設置されていた。 ○当該製品の機械室の焼損が著しかった。 ○回収された部品及び配線に出火した痕跡は確認されなかった。 ○オーバーロードリレーと端子台は回収されておらず、確認できなかった。 ○機械室内部はゴミがたまっており、小動物のふんが確認され、機械室内部の内部配線には小動物のかみ跡が確認された。 ●当該製品機械室周辺から出火したものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
8	A201901024 令和2年1月4日(長崎県) 令和2年1月16日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	SSI-TL40A2CS(長州産業株式会社ブランド)	三洋電機株式会社(長州産業株式会社ブランド)	(火災) 当該製品内部を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が「パン」と音がして停電したので調べると、屋内に設置していた当該製品から煙が出ていた。 ○当該製品は、外郭のスリット部にすずが付着しており、内部では基板の一部が焼け抜け、焼損部に取り付けられていた系統リレー及びバリスターが脱落していた。 ○脱落していたバリスターは破損していた。 ○X線透視観察の結果、系統リレーを中心に基板の一部が焼失しており、特にリレー付近の焼損が著しかった。 ○系統リレーの可動接点と固定接点が溶着していた。 ●当該製品は、系統リレー近傍の基板上又は銅箔パターン間で、異極間短絡したものと推定されるが、焼損が著しく、基板の一部が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
9	A201901035 令和2年1月9日(群馬県) 令和2年1月20日	エアコン	SRK25TKT-W	三菱重工業株式会社 (現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社) (輸入事業者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電装部付近の焼損状態が著しかった。 ○制御基板は焼損が著しく、一部欠けた部分があったが、残存する搭載部品や銅箔パターンに溶融痕等出火の痕跡は認められなかった。 ○ルーバー駆動用モーター3個のうち2個が確認できなかったが、残存するファンモーターや他の電気部品に出火の痕跡等異常は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
10	A201901039 令和1年12月31日(東京都) 令和2年1月21日	電気トースター	T801BN	株式会社ニトリ (輸入事業者)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、ポップアップ用可動フレームを取り付けたスタートレバー支柱の上部の押さえ金具が伸び変形し、スタートレバー支柱が下端固定穴から外れていた。 ○スタートレバー支柱が下端固定穴から外れたため、食パンをポップアップするためのばね及び電源をオフするためのばねが効かなくなっていた。 ○支柱上部の押さえ金具の曲げ部内側に亀裂が生じていた。 ○スタートレバー支柱が下端固定穴から外れると、電源スイッチが切れない状態になることを確認した。 ○事故発生以前のスタートレバー支柱の状態は不明であった。 ●当該製品は、スタートレバー支柱の押さえ金具が変形してスタートレバー支柱が下端固定穴から外れ、食パンの取り出しや電源を切ることができなくなったため、食パンが過熱され火災に至ったものと推定されるが、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
11	A201901065 令和2年1月14日(長野県) 令和2年1月23日	凍結防止用ヒーター(水道用)	AZ-WA-H1-2m	株式会社ワーク	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品のヒーター部は半分以上が焼失していたが、残存部に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の周辺に他の出火源はなかった。 ○当該製品を取り付けていたヒートポンプ式給湯機のリモコンコードにおいて過去に小動物のかみつきによる断線があったとの申出内容であった。 ○取扱説明書には、「傷等がある場合は、使用をやめ、ヒーターを交換する。」旨、記載されていたが、1か月前の配管交換時に当該製品を再利用した際、傷の有無を確認したかは不明であった。 ●当該製品の残存する部品に出火の痕跡は認められなかったが、ヒーター部が焼失していることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
12	A201901068 令和2年1月12日(宮城県) 令和2年1月24日	エアコン	CS-223CX	パナソニック株式会社	(火災、重傷1名、軽傷1名) 当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生し、2名が火傷を負った。	○脱衣所に設置されていた当該製品の運転を開始した5分後に、脱衣所から出火しているのを家族が発見した。 ○事故発生の2~3日前から運転開始時に焦げ臭いにおいがしており、事故発生日も同様であった。 ○当該製品の焼損は著しく、据付板、ファンモーター、熱交換器、基板を取り付けていたベースプレート、端子カバー等が焼損した状態で残存していた。 ○ファンモーターは焼損していたが、配線口出し部周辺の配線に溶融痕は認められなかった。 ○電源プラグ、ルーバーモーター、端子板、内部配線等のその他の電気部品は確認できなかった。 ●当該製品の残存する部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
13	A201901120 令和1年12月30日(東京都) 令和2年2月6日	ノートパソコン	MacBook Pro A2159	Apple Japan 合同会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品から発煙する火災 が発生した。	○当該製品が不調だったため、使用者が当該製品のケースを開けたとの申出内容であった。 ○内部のバッテリーの外郭及びその周辺部に複数の傷が認められた。 ○バッテリー発煙の原因が傷によるものかどうか、確認することはできなかった。 ●当該製品は、バッテリーに傷が付いて発煙した可能性が考えられたが、バッテリーの詳細が確認 できず、事故発生日の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に は至らなかった。	
14	A201901128 令和1年11月26日(北海道) 令和2年2月6日	携帯電話機 (スマートフォン)	S5-SH(ソフ トバンク株式 会社ブラン ド)	シャープ株 式会社(ソフ トバンク株式 会社ブラン ド) (輸入事業 者)	(重傷1名) 当該製品で通話中、異常音 がし、左耳を負傷した。	○事故発生日の環境条件は不明であり、詳細な使用状況は確認できなかった。 ○当該製品の外観に異常は認められなかった。 ○内部及び音声レベル機能に異常は認められなかった。 ○使用者の自宅周辺で当該製品と同等品を使用して通話試験を行ったが、事故事象と類似する事 象は発生しなかった。 ●当該製品に異常は認められず、当該製品と同等品を使用した通話試験において事故事象が再現 しなかったが、事故発生日の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の 特定には至らなかった。	
15	A201901139 令和2年1月23日(東京都) 令和2年2月10日	調光器	NQ20511KT	松下電工株 式会社(現 パナソニック 株式会社)	(火災) 店舗で当該製品を使用中、 当該製品から発煙する火災 が発生した。	○当該製品は、ほこりが掛かりやすく、湿気の影響も受けやすいような場所に設置されていた。 ○当該製品は定格500Wであったが、75Wのダウンライト8灯、合計600Wが接続されていた。 ○当該製品の詳細な焼損状況は確認できなかった。 ○当該製品のコンデンサーは、製造から約24年経過していた。 ●当該製品はコンデンサーから出火した可能性が考えられるが、事故発生日の詳細な状況が不明 のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
16	A201901178 令和1年12月16日(宮城県) 令和2年2月27日	電気ストーブ (オイルヒー ター)	TDD0915W	デロンギ・ ジャパン株 式会社 (輸入事業 者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	○当該製品を使用中、ブレーカーが切れたので確認すると、当該製品のキャスター付近から火が上 がっていた。 ○当該製品は全体的に著しく焼損しており、樹脂製の部品は全て焼失していた。 ○電源コード及び内部配線の複数箇所に溶融痕が確認された。 ○制御基板は著しく焼損し、多くの部品が脱落していたが、穴空き等の出火の痕跡は確認されなかつ た。 ○回収されたヒーターやスイッチ等の部品に出火の痕跡は確認されなかった。 ●当該製品の電源コード及び内部配線に溶融痕が確認されたが、事故発生日の詳細な使用状況が 不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
17	A201901207 令和2年2月15日(群馬県) 令和2年3月5日	電気式浴室換 気乾燥暖房機	BS-120N	シンワハイテ ク株式会社 (現 マックス 株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	○当該製品は全体的に焼損が著しく、樹脂カバーは焼失していた。 ○当該製品の電流ヒューズは切れていなかった。 ○PTCヒーターの端子部は、焼損が著しかった。 ○PTCヒーター、制御基板、ファンモーター、ダンパー用モーター、配線等に出火の痕跡は認められな かった。 ●当該製品の残存する部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、事故発生日の詳細 な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
18	A201901208 令和1年7月13日(新潟県) 令和2年3月6日	バッテリー(リチウムポリマー、模型用)	6S5800mAh30C	株式会社エナジーパワー (輸入事業者)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、6個のリチウムポリマー電池セルを直列に接続した、定格22.2Vのバッテリーであった。 ○当該製品2個を充電ソケットが2系統ある充電器に各々接続して充電中に片方のバッテリーが破裂した。 ○破裂したバッテリーは、6個の電池セルのうち2個の損傷が著しく内側から外側方向に破裂し、電池セルの素材が外部に散乱していた。 ○破裂していたバッテリーのバランスコネクターの先端は焼損していた。 ○充電器側に接続されていた配線のコネクタ内部に焼損等は認められなかった。 ○事故発生時に使用していた充電器は、1系統のバッテリーの充電設定が正常であったことが確認されたが、もう1系統は接続状態を正しく検出できない状態であった。 ●当該製品は、リチウムポリマー電池セルから出火したものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
19	A201901217 令和1年12月27日(広島県) 令和2年3月11日	はしご(ロフト用)	CWL292M	パナソニック 電気株式会社(現 パナソニック株式会社)	(重傷1名) 当該製品を降りていたところ、当該製品が落下し、両足を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の昇降を繰り返していたところ、降りる際に昇降用パイプに固定するフックが広がって当該製品が落下し、使用者は両足かかとを骨折したとの申出内容であった。 ○当該製品は、上端に鉄パイプ製の手すりが備えられている構造であった。 ○当該製品の使用時に昇降用パイプに掛けるフックは、開口角度が小さくなるように変形しており、また、フックの内側表面に塗膜割れ等の開口角度が広がった痕跡は認められなかった。 ○事故発生時のフックの使用状況は確認できなかった。 ●当該製品のフックを昇降用パイプに引っ掛けず、当該製品の手すりを立て掛けた状態で使用したため、繰り返しの昇降により脚部が床面を移動し、手すりが昇降用パイプから外れて当該製品が落下するとともに使用者も落下した可能性が考えられるが、事故発生時のフックの使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
20	A201901250 令和2年1月13日(広島県) 令和2年3月24日	自転車用タイヤ	R1X-7023	ブリヂストン サイクル株式会社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品を装着した自転車で下り坂を走行中、転倒し、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、当該製品を前輪に装着した自転車で下り坂を走行中、転倒し、負傷した。また、転倒後、前輪に装着した当該製品がリムから外れ掛かっていたとの申出内容であった。 ○当該製品は、ロードバイク専用の軽量タイヤで、取扱説明書には、「ホイールの推奨リム内幅13～15mm、最大空気圧900kPa、推奨空気圧は750～800kPa」と記載されており、使用者は、リム内幅15mm、空気圧約800kPaで使用していた。 ○当該製品は、社外品のホイールに組み付けられていたが、正常に組み付けられた状態であり、これらにパンク、破損、振れ等の異常は認められなかった。 ○当該製品を同等品のホイールに組み込んでJIS K 6302「自転車タイヤ」のリム外れ強さ試験を行ったところ、リム外れ等の異常は生じなかった。 ●当該製品に異常は認められなかったが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
21	A201901271 令和2年3月19日(千葉県) 令和2年3月30日	ポータブルDV Dプレーヤー	DV-PW920	ダイニチ電 子株式会社 (輸入事業 者)	(火災) 店舗で当該製品を使用中、 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	<p>○ACアダプターを接続した状態で店舗にて2年間展示されていた当該製品から出火した。</p> <p>○当該製品は、内蔵バッテリーを中心に焼損し、リチウムポリマー電池セルが著しく焼損していた。</p> <p>○焼け残った樹脂製外郭に著しい傷又は割れは認められず、本体制御基板、バッテリー保護回路基板、ACアダプター等に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○同等品の充放電制御に異常は認められなかった。</p> <p>○事故発生当日まで、当該製品に使用中の不具合はなく、当該製品を落下や水に濡らしたことはなかったとの申出内容であった。</p> <p>○事業者は、ACアダプターを常時接続したまま使用するとバッテリーが劣化するおそれがあるとして、2018年11月に販売店に対し展示品の電源を抜く旨、注意喚起を実施している。</p> <p>●当該製品のバッテリー内のリチウムポリマー電池セルで異常発熱が生じ、出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
22	A202000005 令和2年1月5日(栃木県) 令和2年4月2日	節電装置(水 道凍結防止用 ヒーター用)	ESS-T01N	テムコ株式 会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	<p>○当該製品は、屋外コンセントに接続し、出力側コネクタ一部分(刃受部)に電気温水器の水道配管を保温するための水道凍結防止用ヒーター(54W)を接続していた。</p> <p>○当該製品の本体部は焼損し、基板の出力側銅箔パターン上に粒状の金属溶融物が認められた。</p> <p>○基板上のサーモスタットや出力側コネクタ一部に焼損等の異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、基板の銅箔パターンで短絡が発生し、出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
23	A202000014 令和2年3月15日(青森県) 令和2年4月6日	電気こたつ	ESK-606	株式会社山 善	(火災、死亡1名) 建物を全焼する火災が発生 し、1名が死亡した。	<p>○当該製品は焼損が著しく、ヒーターユニット及び取付部材の一部を除き焼失していた。</p> <p>○U字ヒーター管及びサーモスタットに出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○電源プラグ、電源コード、電源コード接続用ピン端子、内部基板及び温度ヒューズは確認できなかった。</p> <p>●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡が認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
24	A202000025 令和2年3月21日(長野県) 令和2年4月9日	凍結防止用 ヒーター(水道 用)	ワークスタ ムヒーター	株式会社 ワーク	(火災) 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	<p>○給湯器のボイラーに、当該製品及び2本の同型式品の計3本の凍結防止ヒーターが取り付けられていた。</p> <p>○当該製品及び同型品はヒーター部分が焼失し、電源コードのみが残存していた。</p> <p>○当該製品の電源コード及び給湯器に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の残存していた部分に出火の痕跡は認められなかったが、ヒーター一部が焼失していることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
25	A202000027 令和2年3月28日(東京都) 令和2年4月9日	焙煎機(コー ヒー豆用)	KLRT-001B	ライソン株式 会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品を焼損する火災が発生し た。	<p>○当該製品は、熱風をローストコンテナ内に送風してコーヒー豆を回し、焙煎する製品で、使用者によれば、初回及び2回目の使用でコーヒー豆は回っていなかったとの申出内容であった。</p> <p>○ローストコンテナ内にあったコーヒー豆が焦げ、ローストコンテナ上部、上蓋等が焼損していた。</p> <p>○ヒーター、モーター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○同等品でコーヒー豆の量を規定量(60g)より多い100gで焙煎する等の再現実験を行ったが、発煙及び発火は認められなかった。</p> <p>○取扱説明書には、「1回で焙煎できる生豆の量は40～60gである。可能焙煎量以外の量の生豆で焙煎しない。」旨、記載されている。</p> <p>●当該製品は、ローストコンテナ内のコーヒー豆が回転せず、局所的にコーヒー豆が過熱されて焼損した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
26	A202000034 令和2年3月23日(神奈川県) 令和2年4月13日	リチウム電池 内蔵充電器	RP-PB048	株式会社ニ アバイダイレ クトジャパン (現 株式会 社SUNVAL LEY JAPA N)	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品を焼損する火災が発生し た。	○事故発生時、当該製品のジャンプスターター機能を用いて、バッテリーの上だった車の充電をして いたところ、出火した。 ○樹脂製外郭は側面部を中心に著しく焼損し、外力が加わった痕跡の有無は確認できなかった。 ○内蔵していた3個のリチウムイオン電池セルは著しく焼損していた。 ○制御基板上の複数の電気部品は脱落していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○車のバッテリーとの接続ケーブルは、一部が欠損していたが、残存するクリップ部及びケーブルに 出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、当該 製品の焼損は著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
27	A202000065 令和2年4月14日(宮城県) 令和2年4月22日	電気冷凍庫	RIO-100SG	株式会社ダ イレイ	(火災) 店舗で当該製品の電源プラグ部を焼損する火災が発生 した。	○当該製品は、化粧板で囲まれた状態で使用されていた。 ○電源プラグ樹脂の変形、変色が認められたが、電源プラグ及びコンセント内部に短絡等の異常は 認められなかった。 ○起動リレー及び放熱用ファンモーターに焼損はなく、内部にも異常は認められなかった。 ○モーター起動用コンデンサーに変形や焼損は認められなかったが、容量の低下が認められた。 ○コンプレッサー、温度調節器及び扉周りの凍結防止ヒーターは確認できなかった。 ●当該製品は、化粧板で囲まれた状態で使用されていたことから、放熱が著しく阻害され、起動用コン デンサーに負荷が加わって劣化し、異常電流が流れて電源プラグが発熱発煙に至った可能性が考 えられるが、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至ら なかった。	
28	A202000077 令和2年3月2日(栃木県) 令和2年4月27日	延長コード	HS-T1947W	株式会社 オーム電機	(火災) 当該製品を焼損する火災が 発生した。	○当該製品の差込口6個のうち、電源側から最も遠い6番目の差込口が焼損した。 ○事故発生時、当該差込口は何も接続されておらず、刃受部に溶融等異常は認められなかった。 ○刃受部の根元からさらに製品内部における近接異極金属間が溶融、焼損しており、これら異極金 属間を隔っていた樹脂壁は、焼失していた。 ○他の差込口に、焼損等の異常は認められなかった。 ○導電性異物の侵入の有無について分析したが、特定できなかった。 ●当該製品は、差込口の内部異極金属間において短絡が発生し、出火に至ったものと推定される が、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至 らなかった。	
29	A202000084 令和2年2月2日(滋賀県) 令和2年5月1日	電動アシスト 自転車	A6BD18	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、自動車 に衝突し、転倒、負傷した。	○当該製品で横断歩道内を走行中に、左折しようとした自動車が当該製品の右側に衝突し、使用者 は左側に転倒し、負傷した。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造で あったが、営業担当者が使用者宅にて当該製品を確認したところ走行不能状態であったが、ハンドル ロックのケースは破損していなかった。 ○当該製品は、確認できなかった。 ●当該製品で横断歩道内を走行中に、左折しようとした自動車が当該製品の右側に衝突したもので あり、製品に起因しない事故と推定されるが、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況 が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
30	A202000103 令和2年5月10日(岐阜県) 令和2年5月15日	電気冷凍庫	JF- NUF138B	ハイアール ジャパンセー ルス株式会 社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	○当該製品の外観は、底面以外の焼損が強く、金属製外郭の背面側を取り外したところ、制御基板及び庫内ファンモーターが取り付けられていた箇所付近の断熱材の焼損が著しかった。 ○庫内ファンモーターは、焼失して確認できなかった。 ○制御基板は、フィルムコンデンサーの破裂が認められたが、電流ヒューズは切れておらず、付近にあった抵抗器に異常は認められなかった。 ○コンプレッサー、始動リレー、オーバードリレー、霜取りヒーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の確認できた部品に出火の痕跡は認められなかったが、庫内ファンモーターが確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
31	A202000125 令和2年4月8日(沖縄県) 令和2年5月26日	携帯電話機 (スマートフォン)	TONE_m15 (トーンモバ イル株式会 社(現 株式 会社ドリー ム・トレイ ン・インタ ーネット) ブランド)	フリービット 株式会社 (トーンモバ イル株式会 社(現 株式 会社ドリー ム・トレイ ン・インタ ーネット) ブランド)	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品は著しく焼損しており、外郭樹脂、中カバー等の樹脂は焼失し、液晶ガラスが割れ、本体ケースは分離している状態であった。 ○バッテリー内のリチウムポリマー電池セルの電極体は焼損して脆くなって波打つように変形しており、外側に比べて、内側が著しく焼損しており、電極体に短絡痕の痕跡は確認できなかった。 ○基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生時、当該製品は充電中ではなく、事故発生前日には電源をオンにしてもすぐにオフになるような状態であった。 ●当該製品はリチウムポリマー電池セルが異常発熱して出火に至ったものと推定されるが、詳細な使用状況が不明なため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
32	A202000132 令和2年4月24日(岐阜県) 令和2年5月28日	電子レンジ	ER-F3	東芝ホーム アプライア ンス株式 会社(現 東 芝ホーム テクノ 株式会 社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	○当該製品は、操作パネルの焼損が著しく、表示基板は原形をとどめていなかった。 ○電源基板は大部分が焼失しており、バリスター、リレー2個、トランス、コイル及び電流ヒューズ以外の部品が焼失していた。 ○バリスターの焼損は著しく、内部の素子に溶融が認められた。 ○電源基板から脱落していたリレー2個、トランス及びコイルに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○制御基板、高圧トランス、マグネロン、ファンモーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、バリスターが短絡して異常発熱が生じた可能性が考えられるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
33	A202000135 令和2年5月19日(福岡県) 令和2年5月28日	エアコン(室外機)	不明	ダイキン工 業株式会 社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	○当該製品は全体が焼損し、樹脂製部品の大部分が焼失していた。 ○制御基板は著しく焼損し、一部が焼失していた。 ○リアクター、圧縮機、確認できたその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
34	A202000138 令和2年5月12日(熊本県) 令和2年6月1日	ポータブルDVDプレーヤー	SE70S	株式会社 シーブイエス	(火災) 病院で当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品をACアダプターで充電しながら10分位DVDを見ていたところ、突然当該製品が停止し、再度再生ボタンを押したら「バチバチ」と火花が出て発煙した。</p> <p>○当該製品には、2直列のリチウムポリマー電池セルで構成されたバッテリーが本体底部に内蔵されており、その箇所の焼損が著しかった。</p> <p>○メイン基板は、電池セルに近い側が著しく焼損しており、一部の部品が欠落していたが、メイン基板及び残存していた電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品に付属のACアダプター及び内蔵の電池セルは、確認できなかった。</p> <p>●当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルが確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
35	A202000165 令和2年5月30日(鳥取県) 令和2年6月11日	シュレッダー	MSD- F31GPV	株式会社明 光商会	(重傷1名) 事務所で当該製品に詰ま った紙を取り除いていたと ころ、手指が引き込まれ、負 傷した。	<p>○使用者は電源を切らずに、扉を開けて詰まった紙を取り除こうとして負傷した。</p> <p>○当該製品は、扉が開いている状態ではインターロックが働き、モーターに通電されない設計であったが、事故発生時は扉センサーへの紙粉の堆積により扉が開いている状態を検知できなかった。</p> <p>○当該製品の Cutter 部に、取扱説明書で細断を禁止されている粘着物がついた紙及び紙以外の物が多く詰まっていた。</p> <p>○細断物投入口に何も無い状態から細断物を投入した場合、あるいは「停止/逆転 再スタート」スイッチの操作を行わない限りは動作しない回路設計であった。</p> <p>○取扱説明書及び本体には、「排出口に指や手を入れない」旨、警告表示されている。</p> <p>●使用者が当該製品の電源を切らずに扉を開けて詰まった紙を取り除こうとした際、誤って操作スイッチを押してしまったが、扉センサーに紙粉が堆積していたため、扉が開いていることを検知せずCutterが回転して指を負傷したものと推定されるが、紙粉が堆積した経緯が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
36	A202000192 令和2年5月19日(福岡県) 令和2年6月23日	リチウム電池 内蔵充電器	MB- SC10000WH	株式会社エ アーজেイ	(火災) 当該製品に他社製のUSB ケーブルを接続したところ、 当該製品を焼損する火災が 発生した。	<p>○当該製品の 外郭樹脂は焼損しており、端子部を含む基板付近の外郭が著しく焼損していた。</p> <p>○当該製品内蔵の2個のリチウムポリマー電池セルは焼損し、内部の電極体は著しく焼損していた。</p> <p>○端子部を含む基板は、確認できなかった。</p> <p>●当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルから出火したものと推定されるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
37	A202000203 令和1年9月21日(大阪府) 令和2年6月26日	電動アシスト 自転車	A6L60	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製 品で走行中、自転車に衝突 し、転倒、左足を負傷した。	<p>○使用者は、当該製品で走行中に自宅付近の曲がり角で自転車と衝突して転倒した。</p> <p>○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であったが、ハンドルロックのケースは破損していなかった。</p> <p>○当該製品の 前輪及び後輪の回転に異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品の 前輪、前ホーク及び前泥よけステーに異物の巻き込みによる損傷や痕跡は認められなかった。</p> <p>○ハンドルのヘッド機構にがたつきはなく、回転も円滑であった。</p> <p>○当該製品を用いた試験員による走行試験(直線、スラローム、発進及び停止)で異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品は、かんめきの摺動に抵抗があり、スライダーケース内部にほこり等の汚れが付着していたが、サークルロック、連動ワイヤー及びハンドルロックの挙動に異常は認められなかった。</p> <p>○使用者からは、ハンドル操作に関する証言はなかった。</p> <p>●当該製品は、走行試験及び機構部品などに異常が認められないことから、自転車同士による衝突事故と考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
38	A202000245 令和2年6月24日(兵庫県) 令和2年7月9日	バッテリー(リチウムイオン)	RD9870J	株式会社サンエス	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、制御基板及びリチウムイオン電池セル4個を搭載した空調服用のバッテリーである。 ○事故発生現場から回収された焼損物に当該製品の制御基板、1個の基板付き電池セル、1個の電池セル単体及びタブリードで接続された2個の電池セルが含まれていた。 ○当該製品の制御基板及び樹脂製外郭は著しく焼損し、樹脂製外郭及び制御基板の全ての電気部品は確認できなかった。 ○基板付きの電池セル、電池セル単体、タブリードで接続された2個の電池セルは著しく焼損しており、基板付きの電池セルと電池セル単体については、当該製品のものではないことが確認された。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があり、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
39	A202000252 令和2年4月24日(熊本県) 令和2年7月13日	リチウム電池 内蔵充電器	A1310041	アンカー・ジャパン株式会社	(火災) 火災報知器が作動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○事故発生時、他社製ACアダプターを使用して当該製品を充電していたとの申出内容であった。 ○当該製品は、アルミケースが著しく焼損し、コネクタ側が溶融し、リチウムイオン電池セルの一部が露出していた。 ○内蔵している3個の電池セルは側面に開裂が認められ、内部の電極体は著しく焼損し着して脆くなっており、電極体を展開することができなかった。 ○当該製品の制御基板、表示基板及び当該製品に接続されていたACアダプターは確認できなかった。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
40	A202000270 令和2年6月5日(神奈川県) 令和2年7月20日	浴槽	ヒ Y07N10SAL DENN	タカラスタンダード株式会社	(重傷1名) 浴室で当該製品を清掃中、腰を負傷した。	○使用者は、浴室の清掃のために取り外した当該製品のエプロンを取り付けるため、中腰で約30分作業していたところ、腰を負傷した。 ○当該製品のエプロンは、エプロン裏面にある引掛け金具を浴槽側面にある受け金具に掛けた後、エプロン上部にあるガイドピンを浴槽裏上部にある金具の穴に挿入し、エプロンを持ち上げたままエプロンの両端を押し込むように取り付ける仕様であった。 ○使用者はふだんの浴室の清掃時にエプロンを取り外すことはなく、事故発生時に初めて取り外した。 ○事故発生後、当該製品にエプロンを取り付けることができた。 ○当該製品は、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
41	A202000284 令和2年7月17日(滋賀県) 令和2年7月27日	介護ベッド	P110- 21ACR	株式会社ブラッツ	(死亡1名) 使用者が当該製品と壁の間に挟まった状態で発見され、死亡が確認された。	○使用者が当該製品を用いて就寝してから翌朝家族に発見されるまでの詳細な状況は不明であった。 ○使用者の身体的特徴、当該製品の設置状況及び使用状況の詳細は不明であった。 ○当該製品は、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因であるか否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
42	A202000293 令和2年7月21日(長崎県) 令和2年7月28日	高圧洗浄機	HDS 10/19 M	ケルヒヤー ジャパン株 式会社	(火災、軽傷4名) 作業場で当該製品を使用 中、当該製品及び周辺を焼 損し、4名が軽傷を負った。	○当該製品を使用して温水高圧で洗浄していたところ、ボイラーから黒煙が上がり、本体から出火した。 ○当該製品は、金属製及びコンクリート製以外の部品等は焼失していた。 ○ボイラー底部の耐火コンクリートが破損し、ボイラー底部に亀裂が認められた。 ○ボイラーバーナーの燃料ノズルフィルターが汚れており、ヒートコイルがすすで著しく汚れていた。 ○点火トランス、モーター及び内部配線に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は一般のレンタル業者からのレンタル品であったが、レンタル期間及びメンテナンス履歴については不明であった。 ●当該製品は、燃料ノズルフィルターのつまりにより不完全燃焼を生じた際の未燃灯油がボイラー内に滞留し、バーナー着火時に爆発着火が生じて、ボイラー底部に亀裂が入り、未燃灯油がボイラー外部に漏れ出して引火し、当該製品本体カバーやフレームなどに延焼したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
43	A202000295 令和2年7月15日(東京都) 令和2年7月28日	電子レンジ	ER-SD3000	東芝ホーム テクノ株式 会社	(火災) 保育園で、当該製品及び周 辺を焼損する火災が発生し た。	○当該製品の電源プラグは4口延長コードに接続されていたが、事故発生当時、当該製品は使用されていなかった。 ○当該製品本体の外観及び庫内に焼損等の異常は認められなかった。 ○電源プラグは著しく焼損しており、栓刃のカシメ部は2本とも溶断して欠損していた。 ○電源プラグの栓刃に、変形、著しいスパーク痕、変色等の異常は認められなかったが、ポッチ穴近傍には緑青が認められた。 ○当該製品が接続されていた4口延長コードの差込口は焼損し、刃受金具に緑青が認められたが、溶断は認められなかった。 ○取扱説明書には、「延長コードを使用すると火災、感電の原因になる。」旨、記載されている。 ●当該製品の栓刃と4口延長コードの刃受金具が接触不良となり、電源プラグの絶縁樹脂が炭化して絶縁性能が低下し短絡して出火したものと考えられるが、カシメ部が焼失して確認できず、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
44	A202000296 令和2年7月5日(岐阜県) 令和2年7月29日	バッテリー(リ チウムイオ ン、電動工 具用)	BL1860B	株式会社マ キタ	(火災) 作業場で当該製品を充電 中、当該製品及び周辺を焼 損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭ケースが全て焼失し、内部のリチウムイオン電池セルが露出していた。 ○当該型製品は電池セルが10個取り付けられているが、確認できた電池セルは6個で、4個は焼損により電極体が原形をとどめておらず、残りの2個は外装缶が変形し、電極も変形していた。 ○制御基板は全体的に焼損していたが、局所的な焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品を充電していた充電器は、樹脂製外郭ケースが焼損していたが、制御基板に局所的な焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルから出火したものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない電池セルがあったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
45	A202000310 令和2年3月8日(兵庫県) 令和2年7月31日	ノートパソコン	15-ab254TU	株式会社日 本HP	(火災) 事務所で、当該製品及び周 辺を焼損する火災が発生し た。	○当該製品は、工場内の机上側に置かれており、事故発生時は使用されていなかったが、電源は入っていた。 ○当該製品は焼損が著しく、樹脂部品は焼失しており、原形をとどめていなかった。 ○内部基板は全体的に著しく焼損していたが、穴空き等の出火の痕跡は認められなかった。 ○バッテリーは外郭樹脂が焼失しており、4個のリチウムイオン電池セルは焼損し、1個は外装缶が開裂して電極体は飛散していた。 ●当該製品のリチウムイオンバッテリーから出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
46	A202000315 令和2年7月27日(石川県) 令和2年8月3日	エアコン(室外機)	R36BDV	ダイキン工業株式会社	(火災) 神社で当該製品を使用中、ブレーカーが作動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○運転していたエアコン室内機が停止し、当該製品の専用ブレーカーが切れていたため、ブレーカーを入れ直したが数秒後に切れ、再度入れ直したところ再び切れた後、当該製品から出火しているのを職員が発見し消火器で消火した。 ○当該製品は、電装部周辺に焼損が認められた。 ○当該製品側面の電源入力部の端子盤に著しい焼損が認められ、端子盤内部の銅板が一部焼失していた。 ○当該端子盤の入力部で、電源線2本のうちの1本に断線及び溶融が認められた。 ○基板、リアクター、ファンモーター、圧縮機等のその他の電気部品に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、電源入力部の端子盤でトラッキング現象が発生したため出火したものと考えられるが、端子盤の焼損が著しく、トラッキング現象が生じた原因は不明であり、使用者がブレーカーを入れ直したことも事故発生に影響した可能性があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
47	A202000373 令和2年6月11日(熊本県) 令和2年8月19日	延長コード	TKC15-103P (トラスコ中山株式会社ブランド)	正和電工株式会社(トラスコ中山株式会社ブランド)	(火災) 工場で当該製品に複数の電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、定格容量1500Wの樹脂モールドされた3口のマルチタップを有する長さ10mの延長コードで、事故発生時、スポットクーラー及び電動工具用バッテリー充電器が接続されていたが、スポットクーラーは電源オフにしており、消費電力は少なかった。 ○マルチタップは著しく焼損し、充電器のプラグが刃受金具から脱落した状態で、溶融した周辺樹脂に埋没していた。 ○マルチタップ内部の芯線と刃受金具に溶融痕が認められ、刃受金具の一部は回収されず、確認できなかった。 ○電源コードは絶縁被覆が焼失し3か所断線していたが、溶融痕は認められなかった。 ○電源プラグは焼損していなかった。 ○当該製品に接続されていた電動工具用バッテリー充電器で充電されていたバッテリーが著しく焼損していた。 ○当該製品に接続されていたスポットクーラーは回収されず、製造事業者等は不明であった。 ●当該製品で充電されていたバッテリーからの延焼により焼損した可能性が考えられるが、当該製品の焼損は著しく、マルチタップの刃受金具に溶融痕が認められ、その一部が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	A202000267バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)と同一事故
48	A202000376 令和2年7月2日(静岡県) 令和2年8月20日	照明器具	HH2259XGPL	松下電工株式会社(現パナソニック株式会社)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、蛍光灯用照明器具であるが、蛍光灯用照明器具対応として販売されていた他社製環形LEDランプ2本(30W型、32W型)が取り付けられて使用されていた。 ○当該製品は全体的に焼損しており、樹脂製セードは焼失していた。 ○電源スイッチは、接点に溶融痕が認められ、端子の一部が焼失していた。 ○内部配線及び安定器2個に出火の痕跡は認められなかった。 ○32W側安定器の電流ヒューズは切れていた。 ○32W型LEDランプは焼損が著しく、事業者名及び型式は特定できなかった。 ○30W型のLEDランプに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、電源スイッチで接触不良が生じて異常発熱し、焼損した可能性又は当該製品に取り付けられていた32W型LEDランプから出火し、類焼した可能性が考えられるが、当該製品に取り付けられていた32W型LEDランプの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	A202000319LEDランプ(環形)と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
49	A202000384 令和2年7月17日(熊本県) 令和2年8月27日	エアコン	GSH-229C	株式会社コロナ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○賃貸集合住宅に設置された当該製品を使用中、当該製品の右側から出火した。 ○当該製品は、製造後20年以上経過しており、設置後からの点検及び清掃状況は不明であった。 ○当該製品の焼損は著しく、外郭樹脂は焼損していた。 ○制御基板はトランスを除き、確認できなかった。 ○電源プラグ、電源コード、モーター等、残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
50	A202000387 令和2年7月21日(東京都) 令和2年8月27日	ジュースミキサー	VBL-1000-CW	株式会社ゼリックコーポレーション	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生日の朝、当該製品を使用した後、洗浄し、乾燥放置していたところ、4時間後に発煙したため、水中に浸漬して消火した。 ○当該製品の外観には焼損は認められなかったが、基板収納部近傍の一部が溶融して変形していた。 ○基板が著しく焼損し、一部に割れが認められた。 ○モーターの金属製外郭にさびが認められたが、内部の巻き線に出火の痕跡は認められなかった。 ○内蔵のリチウムイオン電池セルに出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書及び本体表示には、「本体のつけ置き洗いをしない。」旨、記載されている。 ●当該製品は基板上で異常発熱し出火した可能性が考えられるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
51	A202000415 令和2年7月25日(東京都) 令和2年9月8日	電気圧力鍋	SC-30SA-J03	株式会社オークローンマーケティング	(重傷1名) 当該製品で調理中、蒸気等が噴き出し、臀部に火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が当該製品で調理を開始し、負傷者が当該製品に背を向けていたところ、加圧開始から約5分後に「ブシュー」という大きな音がし、負傷者が臀部に痛みを感じたとの申出内容であった。 ○事故発生後、当該製品内部が洗浄されたことから、事故発生時に圧力表示ピン及び圧力調整バルブに汚れによる詰まりがあったかどうか確認することはできなかった。 ○当該製品の鍋が変形しており、鍋に内ぶたを装着すると、一部が密閉されず浮き上がった状態で、隙間から内容物が飛散する可能性が考えられた。 ○鍋が変形した時期は不明であった。 ○当該製品は外ぶたを完全に閉めた状態でなければ調理を開始できず、再現試験を行ったところ正常に使用することができ、加圧中に内容物が飛散するという現象は認められなかった。 ○取扱説明書には、「ぶつけたり、乱暴に扱わない。」旨、記載されている。 ●当該製品の鍋が変形していたため、加圧調理中に内ぶたのパッキンと鍋の縁に隙間が生じて内容物が飛散した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
52	A202000419 令和2年8月25日(神奈川県) 令和2年9月8日	延長コード	DH8042(東京芝浦電気株式会社ブランド)	進興電気株式会社(現センタック株式会社)(東京芝浦電気株式会社ブランド)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品には、普段、電気スタンドのみ接続しており、事故発生時、電気スタンドのスイッチはオフであった。 ○当該製品の電源プラグは、絶縁樹脂が焼失し、栓刃がカシメ部で溶断してカシメ部が欠損していたが、残存する栓刃に変形、著しい損傷及び刃受金具との接触部のスパーク痕は認められなかった。 ○電源コード芯線は電源プラグの接続部まで残存し、溶融痕は認められなかったが、絶縁被覆には硬化が認められた。 ○使用者は、当該製品を約15年前から使用し、電源プラグを普段抜き差ししていなかったが、それ以前の使用状況は不明であった。 ○当該製品は、44年以上前に販売されていたものであった。 ●当該製品は、電源プラグ内部で接触不良が生じて発熱し、絶縁樹脂が炭化して絶縁性能が低下し短絡して出火に至ったものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
53	A202000420 令和2年5月9日(福島県) 令和2年9月9日	花火(手持ち花火)	A161175	株式会社鈴木花火	(重傷1名、軽傷1名) 当該製品に点火後、当該製品の後方より火が噴き出し、2名が右手に火傷を負った。	○火薬充填部に残存する外装紙先端部は焼損しており、内部に火薬の残存は認められなかった。 ○底止めの土を固めたものと石こうの境目付近に焦げが認められた。 ○底止めと火薬充填部の境目から火薬方向への残存外装紙まで焦げが認められた。 ●当該製品は、何らかの要因で底止め部がない状態で点火したため、後方から火の粉が噴き出し、事故に至った可能性があるが、底止め部がなかった要因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
54	A202000422 令和2年8月15日(愛知県) 令和2年9月10日	ノートパソコン	dynabook B65/M	株式会社東芝(現 Dynabook株式会社)	(火災) 工場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該工場は終業して無人であり、当該製品の電源はオフであったが、ACアダプターを接続して充電中であった。 ○当該製品の周囲に、当該製品の他、延長コード等の電気製品があった。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製部品は全て焼失しており、内部の基板類が露出していた。 ○バッテリーのリチウムイオン電池セル4個は、1個が焼失し、残りの3個は缶体及び電極体が焼損していた。 ○メイン基板、DCプラグ等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、リチウムイオン電池セルから出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
55	A202000425 令和2年9月2日(東京都) 令和2年9月11日	ノートパソコン	dynabook T451/35DW	株式会社東芝(現 Dynabook株式会社)	(火災) 当該製品のACアダプター部を焼損する火災が発生した。	○当該製品のACアダプターが当該製品に接続していない状態でDCプラグ付近から出火したとの申出内容であった。 ○ACアダプターは全体的に焼損し、DCプラグ部の焼損が著しかった。 ○焼損したDCプラグ部に端子金具は確認できなかった。 ○ACアダプターを分解して内部を確認した結果、基板に焼損等は認められず、ヒューズは切れていなかった。 ●当該製品のACアダプターのDCプラグ付近から出火したものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
56	A202000427 令和2年7月11日(兵庫県) 令和2年9月11日	エアコン	AN71NRP-W (推定)	ダイキン工業株式会社	(火災) 当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品はコンセントに接続されていたが、使用されていなかった。 ○当該製品は全体的に著しく焼損しており、当該製品の電源プラグ、モーター、制御基板及びコンセントのみが残存していた。 ○電源プラグは栓刃のカシメ接続部付近で損傷していたが、カシメ接続部に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源プラグの異極側の栓刃及びモーターの詳細は確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
57	A202000432 令和2年8月11日(埼玉県) 令和2年9月14日	電気冷蔵庫	AQR-271D	アクア株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、当該製品は倉庫で使用されており、使用者が帰宅後、異音で事故発生に気付いた。 ○当該製品は全体が著しく焼損し、樹脂製部材は焼失していた。 ○メイン基板の焼損は著しく、基材は炭化して電気部品の一部が脱落して欠損していたが、穴空き等は認められなかった。 ○内部配線は細切れに分断し、断線部には熔融痕が認められたほか、製品内部の残留物の中に銅粒が多数認められた。 ○野菜室ヒーター、パネル基板、ドアスイッチ等の電気部品が欠損し、確認できなかった。 ○圧縮機、ファンモーター及びその配線は焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○事故現場の倉庫は、日頃から施錠されていなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったこと及び事故発生時の詳細な使用状況が不明であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
58	A202000436 令和2年9月10日(神奈川県) 令和2年9月16日	リチウム電池 内蔵充電器	PG- LBJ34A23B L(推定)	株式会社PGA	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の樹脂製外郭は、入出力端子側の約半分が焼失し、残存部分が熔融、変形していた。 ○内蔵のリチウムポリマー電池セルは焼損し、封口体が外装缶から外れて破裂した状態で、電極体のほとんどは確認できなかった。 ○当該製品の制御基板の基材は残存し、穴空き及び欠損は認められなかったが、銅箔パターンの一部及び電子部品は残存しておらず、確認できなかった。 ○事故発生時に使用されていた他社製ACアダプター及び他社製マイクロUSBケーブルに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損は著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
59	A202000440 令和2年8月12日(東京都) 令和2年9月16日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	BSL1460	日立工機株式会社(現工機ホールディングス株式会社)	(火災) 車両内で、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、当該製品は、夏の日中、駐車した車両内に置かれていた。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭は全て焼失していた。 ○内蔵のリチウムイオン電池セル8個は著しく焼損し、うち2個は外装缶が開裂して電極体の大半又は全てが欠損し、側面に穴空きが生じて、穴の周辺には腐食が認められたほか、3個は外装缶に開裂が認められ、うち2個にへこみが認められた。 ○制御基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「蓄電池の内部に、水のような導電性の液体を入れない。発熱、発火、破裂のおそれがある。」、「蓄電池を、温度が50℃以上に上がる可能性のある場所(金属の箱や夏の車内など)に保管しない。蓄電池劣化の原因になり、発煙、発火のおそれがある。」旨、記載されている。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
60	A202000447 令和2年9月9日(滋賀県) 令和2年9月23日	オーブントースター	YT-931(CG) (株式会社山善ブランド)	株式会社 ミュージー コーポレー ション(株式 会社山善ブ ランド)	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	<p>○使用者は当該製品で冷凍ハッシュドポテトを4分タイマーで加熱し、その場を離れてうたた寝していたところ、加熱開始から20分後に当該製品付近から出火した。</p> <p>○当該製品は棚の中に置かれており、付近の紙類等の可燃物も燃えていた。</p> <p>○受皿は使用されておらず、焼き網に敷かれたアルミホイル上の調理物は炭化していた。</p> <p>○タイマー接点はオフになっており、接点に溶着した痕跡は認められなかった。</p> <p>○ヒーターの通電に異常は認められなかった。</p> <p>○電源コードは、電源プラグ側付近で溶断しており、電源プラグは樹脂部が焼失し、栓刃と電源コードの接続部付近に溶融が認められた。</p> <p>○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、油分の多い調理物は受皿を使用する。」旨、記載されている。</p> <p>●当該製品は、本体内部の電気部品に出火の痕跡は認められず、ヒーター加熱に伴い調理物から出火したものと考えられるが、電源プラグの焼損が著しく、電源プラグ内部から出火した可能性も考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
61	A202000452 令和2年8月5日(京都府) 令和2年9月24日	踏み台(アルミニウム合金製)	NSG-3515- 10HSG	コーナン商 事株式会社	(重傷1名) 工場で当該製品を使用中、 転倒し、負傷した。	<p>○使用者が、当該製品の3段目か4段目の踏みざんに足を掛けたところで、当該製品の昇降面側の支柱が2本とも曲がり、右方向に転落した。</p> <p>○目撃者によれば、使用者が当該製品へ普通に上がっていた際、当該製品の脚が曲がって使用者が右側へ落下したとの申出内容であった。</p> <p>○当該製品は、昇降面から見て右側に傾斜しており、昇降面の支柱が両側とも下から3段目の踏みざん下部で通常の使用における荷重方向に変形し、右側支柱の屈曲部にはわずかに亀裂が生じていた。</p> <p>○3段目の踏みざんはわずかに前傾しており、樹脂の部品と支柱にわずかな隙間が認められた。</p> <p>○当該型式品は、SG基準(CPSA 0015「住宅用金属製脚立」)を満たしており、当該製品の滑り止め端具付近の支柱の肉厚及び硬さに異常は認められなかった。</p> <p>○同等品の踏みざんに静荷重をかけたところ、2258N(SG基準値2200N)で支柱に曲がりが生じ、踏みざんに砂袋を落下させたところ、支柱は当該製品と同じ曲がりを生じたが、踏みざんの亀裂状態は当該製品と異なっていた。</p> <p>●当該製品は、支柱の肉厚及び硬さに異常が認められないことから、使用者が誤って転落した際に当該製品と接触した可能性が推定されるが、支柱が通常の使用における荷重方向に変形していたこと及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
62	A202000462 令和2年7月10日(埼玉県) 令和2年9月28日	自転車	FS73S	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、ブレー キが効かず、転倒、負傷し た。	<p>○当該製品で平坦な道を走行中に前ブレーキが利かなくなり、転倒した。</p> <p>○使用者は当該製品を約15年使用していたが、整備をしていなかった。</p> <p>○ブレーキ部品に経年劣化が認められたが、詳細は不明である。</p> <p>○当該製品は、確認できなかった。</p> <p>●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
63	A202000471 令和2年9月15日(東京都) 令和2年9月30日	電気掃除機	Puzzi8/1C	ケルヒヤー ジャパン株 式会社	(火災) 倉庫で当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生した。	<p>○事故発生時、倉庫は無人で、当該製品の周囲には可燃物があった。</p> <p>○当該製品のスイッチはオフであったが、電源プラグはコンセントに接続していた、との申出内容であった。</p> <p>○当該製品の焼損は著しく、本体カバー、洗浄水タンク、汚水タンク等の樹脂部品は原形をとどめていなかった。</p> <p>○電源コードの中間部分が断線し、断線箇所にも溶融痕が認められた。</p> <p>○給水ポンプ用スイッチ、吸引モーター用スイッチ、吸引モーター及び給水ポンプの電源接続端子並びに一部の内部配線が欠損し、確認できなかった。</p> <p>○基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、電源コードの芯線が断線し、スパークが生じた際に出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
64	A202000475 令和2年9月21日(大阪府) 令和2年10月1日	パワーコン ディショナ(太 陽光発電シ ステム用)	SSI-TL40A2	三洋電機株 式会社	(火災) 当該製品を焼損し、周辺を 汚損する火災が発生した。	<p>○使用者は脱衣所に設置された当該製品からの発煙を確認したため、内部配線を外して対応した。</p> <p>○当該製品の外觀上、天面にすすの付着は認められたが、その他の箇所に異常は認められなかった。</p> <p>○製品内部は、制御基板及び表示部に焼損は認められなかったが、奥側の電源基板に焼損が認められた。</p> <p>○電源基板はパワーモジュール及び昇圧側電解コンデンサー付近で焼損が著しく、パワーモジュールは短絡が認められ、一部の電解コンデンサーは防爆弁が開いていた。</p> <p>○制御基板の昇圧側電圧制御用ICはゲインが約42%まで低下していたが、ICの耐湿性について詳細は確認できなかった。</p> <p>○据付工事説明書には、「出火のおそれがあるため、脱衣所等の高温多湿の場所に設置しない。」旨、記載されている。</p> <p>●当該製品は、直流昇圧回路の出力側に装着された電解コンデンサーの電圧制御用ICが故障したことで、電解コンデンサーやパワーモジュールに過電圧が印加されて焼損したものと推定されるが、電圧制御用ICが故障した原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
65	A202000491 令和2年9月24日(東京都) 令和2年10月9日	電気マット	DM-N10F	三洋電機株 式会社	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生し、1名が 死亡した。	<p>○当該製品は延長コード3本を介して、壁コンセントに接続され、介護用電動ベッドの上に敷かれており、周辺には他の電気製品が複数設置されていた。</p> <p>○当該製品のマットは一部が焼失していた。</p> <p>○当該製品のヒーター線は複数箇所断線し、一部が焼失していた。</p> <p>○コントローラーに内蔵されている温度ヒューズは切れていた。</p> <p>○コネクター、コネクター受け、コントローラー、電源コード及び電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品周辺に設置されていた電気製品の焼損状況は不明である。</p> <p>○取扱説明書には、「就寝暖房器具として使用しない。」「1日1回は必ずマットを広げ直す。」旨、記載されているが、ふだん使用者は当該製品をベッドに敷いたまま就寝していた。</p> <p>●当該製品のヒーター線の異常発熱により出火した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
66	A202000493 令和2年10月3日(愛知県) 令和2年10月12日	延長コード	NCE-5429	正和電工株式会社	(火災) 当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品のコードコネクタボディには、マルチタップの栓刃が接続されており、接続部を中心に焼損が認められた。</p> <p>○コードコネクタボディは、刃受金具が両極共に溶断し、片極の先端部が焼失していた。</p> <p>○刃受金具に溶着したマルチタップの栓刃の先端位置から、栓刃の差込量に問題はなかったと推定された。</p> <p>○電源コード及び電源プラグに焼損は認められなかった。</p> <p>○マルチタップは可動式栓刃が根元付近で溶断していたが、可動部に熔融痕等の接触不良の痕跡は認められなかった。</p> <p>○マルチタップには電子レンジが接続されていたが、事故発生当時は使用されておらず、それ以前の詳細な使用状況は不明である。</p> <p>●当該製品は、コードコネクタボディの刃受金具と接続していたマルチタップの栓刃との接触不良により異常発熱し、刃受金具間の絶縁樹脂が炭化し、短絡した可能性が考えられるが、刃受金具の一部が焼失して確認できず、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	A202000505マルチタップと同一事故
67	A202000519 令和2年8月19日(千葉県) 令和2年10月20日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	SSI-TL40A2	三洋電機株式会社	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。	<p>○当該製品は、脱衣所の壁に設置されていたが、外観に焼損は認められなかった。</p> <p>○メイン基板の直流昇圧回路の出力側に装着された電解コンデンサーに、防爆弁が作動して電解液が噴出した痕跡及び外装缶の膨張が認められた。</p> <p>○制御基板上の直流昇圧回路の電圧制御用ICの電圧読み込み値が、正常値の半分以下となっており、特性に異常が認められた。</p> <p>○表示基板、制御基板、リアクター、電力変換モジュール、端子台及び内部配線に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○取扱説明書及び据付工事説明書には、「高温、多湿、ほこりの多い脱衣所等に設置しない。」旨、記載されている。</p> <p>●当該製品は、直流昇圧回路出力側に装着された電解コンデンサーの電圧制御用ICが故障したことで、電解コンデンサーに過電圧が加わり、電解コンデンサーが過熱し、内圧が上昇して防爆弁が作動し、高温の電解液が外部に噴出したため、電解液が基板に付着して絶縁性能が低下し、トラッキング現象が生じて出火したものと推定されるが、電圧制御用ICが故障した原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
68	A202000531 令和2年10月1日(大阪府) 令和2年10月26日	デスクトップパソコン	FMVD30012P	富士通株式会社(現 富士通クライアントコンピュータ株式会社)	(火災) 事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○従業員が出社したところ、事務所内が燃えており、当該製品及び当該製品背面のサービスコンセントに接続されていた液晶ディスプレイモニター及び向かい合った位置にある別の液晶ディスプレイモニターが焼損し、事務所の天井に延焼していた。</p> <p>○当該製品は、本体内部に出火の痕跡は認められなかったが、本体背面が焼損していた。</p> <p>○当該製品の電源コードは、本体背面のインレットから約10cmの位置で断線していたが、断線部に熔融痕は認められなかった。</p> <p>○電源コードの断線部から電源プラグまでの部分は確認できなかった。</p> <p>○2台の液晶ディスプレイモニターの焼損は著しく、電源コード等の電気部品は一部確認できなかった。</p> <p>●当該製品は、本体背面付近から出火したものと考えられるが、電源コードの断線部から電源プラグまでの部分が確認できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	A202000565液晶ディスプレイモニター、A202000566液晶ディスプレイモニターと同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
69	A202000537 令和2年8月11日(神奈川県) 令和2年10月27日	電気掃除機 (充電式、スティック型)	BH-603	パーフェクト レード株式会社	(火災) 当該製品のバッテリーを焼 損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、事故発生前日から約19時間、充電状態であった。</p> <p>○事故発生前に不具合はなかったが、当該製品を落下させたことがあったとの使用者からの申出内容であった。</p> <p>○当該製品は、本体部、充電台、モーター及びバッテリーの樹脂製外郭が著しく焼損していた。</p> <p>○バッテリーに内蔵されていた8個のリチウムイオン電池セルのうち6個は破裂して電極体が外装缶から飛び出していたほか、全ての電池セルで正極板が焼失するなど著しく焼損していた。</p> <p>○バッテリーの制御回路基板は銅箔パターンの一部が溶融し、ほとんどの電気部品が脱落していたが、基材に欠損、穴空きは認められなかった。</p> <p>○ACアダプター、モーター、端子台等に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○取扱説明書には、「階段等、落下する可能性がある場所での使用は注意する。」旨、記載されている。</p> <p>●当該製品は、バッテリーに内蔵されていたリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
70	A202000538 令和2年10月7日(富山県) 令和2年10月27日	光回線終端装 置(パソコン周 辺機器)	GE- PON<M>F GE-PON- ONUタイ D<1>(西日 本電信電 話株式 会社ブ ランド)	三菱電機株 式会社(西日 本電信電 話株式 会社ブ ランド)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	<p>○当該製品は、光回線でインターネットを利用する際に使用するもので、光信号と電気信号を変換する装置であり、同梱のACアダプターで動作する製品である。</p> <p>○当該製品の樹脂製外郭ケースは焼損により確認できなかった。</p> <p>○基板から実装部品の多くが脱落していたが、基板に局所的な焼け抜け等の異常は認められなかった。</p> <p>○脱落した部品の多くは確認できなかったが、これらは低圧回路で動作する部品であった。</p> <p>○当該製品の外部ケース及び基板は難燃性の材料が使用されていた。</p> <p>○同梱のACアダプターは確認できなかった。</p> <p>●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
71	A202000548 令和2年10月10日(福岡県) 令和2年10月29日	パワーコン ディショナ(太 陽光発電シ ステム用)	PVN-302(京 セラ株式 会社ブ ランド)	オムロン株 式会社(現 オムロン ソリューション ズ株式 会社に 事業移 管) (京セラ 株式 会社 ブ ラ ン ド)	(火災) 異臭がしたため確認する と、当該製品を焼損し、周辺 を汚損する火災が発生し た。	<p>○当該製品の天面右側の一部にすずが付着していた。</p> <p>○ノイズフィルター基板上に搭載しているコンデンサーが著しく焼損していた。</p> <p>○焼損したコンデンサーは、内部素子が溶融、炭化し、メタリコン金属及びリード線一部が溶融する等、焼損が著しかった。</p> <p>○その他の電気部品や基板に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○事故現場周辺で当該製品の設置から事故発生までの16年間に、1,239回の落雷が発生していた。</p> <p>○コンデンサーと同じ基板上に搭載されているサージアブソーバーに2kVを超える雷サージ侵入の痕跡は認められなかったが、サージアブソーバーの仕様上、2kV以下の雷サージ侵入の有無は特定できなかった。</p> <p>●当該製品に繰り返し雷サージが印加されたことにより、コンデンサーが劣化して出火したものと推定されるが、焼損が著しく、事故発生までの詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
72	A202000560 令和2年10月15日(和歌山県) 令和2年11月5日	延長コード	WLS-N42EB (W)(朝日電器株式会社 ブランド)	大和電器株式会社(朝日電器株式会社ブランド)	(火災) 当該製品に複数の電気製品を接続して使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は4口延長コードで、電源コード側から1口目はインターホン用受話器の充電器、2口目は携帯電話機用充電器、3口目と4口目は主にヘアアイロンを接続していた。 ○使用者がヘアアイロンを使用してから10分後、当該製品の1口目の個別スイッチつまみが飛び出して、火花が出た。 ○飛び出したスイッチつまみはつめが破断していた。 ○スイッチ内部のスプリング類及び可動切片に熔融痕が認められ、一部スプリングは破断し、破断部付近に球状の金属溶融物の付着が認められた。 ○各差込口、電源コード等の同個別スイッチ以外の箇所に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、個別スイッチつまみのつめが破損したため、スイッチつまみが飛び出して、スイッチ内部のスプリング等が導電部に接触し、異極間で短絡して火花が発生したものと推定されるが、事故発生以前の詳細な使用状況及びスイッチつまみのつめが破断した原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
73	A202000565 令和2年10月1日(大阪府) 令和2年11月5日	液晶ディスプレイモニター	LCD-AD179GEB (推定)	株式会社アイ・オー・データ機器	(火災) 事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員が出社したところ、事務所内が燃えており、当該製品、当該製品の向かいにあった別の液晶ディスプレイモニター及び別の液晶ディスプレイモニターを接続していたサービスコンセントがあるデスクトップパソコンが焼損し、事務所の天井に延焼していた。 ○当該製品は、樹脂部が全て焼失していたが、金属製の裏板、基板ケース及び液晶パネルは残存していた。 ○基板ケースに収納されていた電源基板は、大部分の実装部品が残存しており、電流ヒューズ(2A)も切れていなかったが、電源コードの接続コネクタ一部は焼失していた。 ○当該製品に接続されていた電源コードは確認できなかった。 ○デスクトップパソコンは、サービスコンセントのある本体背面が焼損しており、別の液晶ディスプレイモニターも電源基板等が著しく焼損していた。 ●当該製品は、本体背面付近から出火したものと考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	A202000531デスクトップパソコン、A202000566液晶ディスプレイモニターと同一事故
74	A202000566 令和2年10月1日(大阪府) 令和2年11月5日	液晶ディスプレイモニター	LCD-AD191SEW (推定)	株式会社アイ・オー・データ機器	(火災) 事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員が出社したところ、事務所内が燃えており、当該製品、当該製品を接続していたサービスコンセントがあるデスクトップパソコン及び当該製品の向かいにあった別の液晶ディスプレイモニターが焼損し、事務所の天井に延焼していた。 ○当該製品は、樹脂部が全て焼失していたが、金属製の裏板、基板ケース及び液晶パネルは残存していた。 ○基板ケースに収納されていた電源基板は著しく焼損し、大部分が焼失していた。 ○電源コードは、接続コネクタを含む電源基板側の部分が確認できなかった。 ○デスクトップパソコンは、サービスコンセントのある本体背面が焼損しており、別の液晶ディスプレイモニターも電源基板が局所的に焼失していた。 ●当該製品は、本体背面付近から出火したものと考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	A202000531デスクトップパソコン、A202000565液晶ディスプレイモニターと同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
75	A202000569 令和2年6月23日(福岡県) 令和2年11月6日	自転車	AB6TPL	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品を停止したところ、 転倒し、右膝を負傷した。	<p>○当該製品に乗車し、自宅駐車場前の道路を渡ろうと停車したときに転倒した。</p> <p>○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であった。</p> <p>○ハンドルロックのケースは破損していなかった。</p> <p>○サークルロックの開錠動作は円滑ではなく、かんぬきが完全に戻りきらない状態で、かんぬきをスポークと干渉しない走行可能な位置まで戻しても、ハンドルロックのインジケータが「赤」のままでハンドルロックが掛かった状態が起きることが認められた。</p> <p>○サークルロックのスライダー内部に粉じんが付着し、スライダーの作動が円滑ではないことが確認された。</p> <p>○その他の各部に異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であるが、サークルロックを開錠した際にかんぬきが後輪の回転に支障ない位置へ戻っても、サークルロック内部のスライダーや連動ワイヤーに異常が生じているとハンドルロック内部のロックレバーが正常な位置に戻らなくなることがあり、走行時のハンドル操作等でロックレバーが上玉押しと干渉してハンドルが突然ロックした可能性があるが、当該製品及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
76	A202000570 平成23年9月9日(大阪府) 令和2年11月6日	電動アシスト 自転車	A6L80	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行 中、転倒し、頭部を負傷し た。	<p>○使用者は、当該製品で下り坂を走行中に転倒したとの申出内容であった。</p> <p>○当該製品は、事故発生前後に販売店で修理されているが、走行性能に異常は認められなかったとのことであった。</p> <p>○事故発生時の詳細な状況は不明であった。</p> <p>○当該製品は、確認できなかった。</p> <p>●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
77	A202000571 平成29年10月4日(佐賀県) 令和2年11月6日	自転車	AD6STP	ブリヂストン サイクル株 式会社	(死亡1名) 使用者(70歳代)が当該製 品から降りようとしたところ、 バランスを崩し、転倒、頭部 を負傷した。	<p>○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であった。</p> <p>○前輪のスポークの1本が欠損し、数本に変形、折損が認められた。</p> <p>○前泥よけに変形が認められ、前泥よけのL字金具に前輪回転方向前側への変形が認められた。</p> <p>○ハンドルロックのケースは破損していなかった。</p> <p>○ハンドルロックのロックレバーの作動に異常は認められなかった。</p> <p>○サークルロックのスライダーの組付状態に異常は認められなかったが、サークルロックを開錠した際、かんぬきが完全に戻りきらず、スライダー内部に少量の粉じんが付着していた。</p> <p>●当該製品は、前輪と前泥よけの間に異物が挟まって前輪の回転が急激に止まって転倒したり、ハンドルが突然ロックしてバランスを崩した可能性があるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
78	A202000573 令和2年10月8日(大阪府) 令和2年11月6日	充電器(電動 工具用)	AL3640CV	ボッシュ株式 会社	(火災) 当該製品で他社製のバッテ リを充電中、当該製品及 び周辺を焼損する火災が発 生した。	○当該製品で充電中の他社製の非純正バッテリーから発煙し、何らかの爆発が3回発生する様子が 防犯カメラに記録されていた。 ○使用者によれば、当該製品は純正品で、事故発生日に使用していたとの申出内容であった。 ○事故発生現場で回収された焼損物に当該製品は含まれていなかった。 ○回収された非純正バッテリーの内部基板やリチウムイオン電池セルに著しい焼損が認められた。 ●当該製品は、充電していた他社製の非純正バッテリーから延焼し、焼損したのと考えられるが、 当該製品の確認ができず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
79	A202000577 令和2年10月10日(埼玉県) 令和2年11月10日	電気式床暖房	JH- F323(100)	マックス株式 会社	(火災) 当該製品のスイッチを入れた ところ、当該製品及び周 辺を焼損する火災が発生し た。	○当該製品は、銅電極及びPTCヒーターを印刷したポリエステルフィルムを貼り合わせて密閉した構 造であった。 ○使用者が今シーズン初めて当該製品を使用したところ、異臭がし発煙した。 ○フローリング材の下面に設置された当該製品の基板上で、床面に対して垂直方向に異極の銅電極 が配置された部位から、電源コードのはんだ付け部の近傍にかけて銅電極が焼失し、周辺の下地合 板等が焼損していた。 ○フローリング材の表面に打痕が認められ、打痕の位置と当該製品の焼損が著しい位置が一致して いた。 ○焼損部位の周辺にビスは使用されておらず、著しい段差は認められなかったが、下地合板に電源 コードを通すための穴は、施工説明書で定める寸法を満たしていなかった。 ●当該製品に使用されていた銅電極が異極間短絡して異常発熱し、焼損したものと推定されるが、 焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
80	A202000607 令和2年11月5日(茨城県) 令和2年11月18日	電気温風機	AM09	ダイソン株式 会社	(火災) 当該製品に電気製品を接 続して使用中、当該製品の プラグ部及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○使用者は、事故発生日の4日前に当該製品を購入し使用しており、事故発生日の夕方から当該 製品だけを接続した3口マルチタップを介してコンセントに接続していた。 ○当該製品の電源プラグの栓刃及び栓刃付近の樹脂に著しい焼損が認められた。 ○電源プラグの栓刃の片方は、3口マルチタップの刃受金具に先端が挿入された状態で中間部が溶 断して芯線カシメ部まで欠損し、もう一方の栓刃は著しく焼損し、芯線がカシメ部付近で溶断して いた。 ○電源プラグを接続していた3口マルチタップの樹脂製外郭は焼失し、刃受金具及び配線金属板の 溶断が認められた。 ○当該製品の本体部分に傷や焼損は認められず、動作に異常は認められなかった。 ○取扱説明書には、「電源プラグは直接コンセントに差し込んで使用する。」旨、記載されている。 ●当該製品は、電源プラグ部で異常発熱し、出火した可能性が考えられるが、電源プラグの焼損は 著しく、カシメ部の詳細が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には 至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
81	A202000636 令和2年11月1日(茨城県) 令和2年12月1日	ポータブル電源(リチウムイオン)	Jackery ポータブル電源700	株式会社Jackery Japan	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○使用者は、事故発生前にキャンプで当該製品を使用した後、自宅にて充電を開始し、6～8時間経過した頃、「バチバチ」と音が出始めたため、ACアダプターのDCプラグを外したが異音は止まらず、約30分後に大きな破裂音と共に発煙し、出火した。</p> <p>○当該製品の樹脂製外郭は著しく焼失しており、樹脂製外郭の底面及び側面の一部が残存し、製品内部は底面部と背面部が著しく焼損していた。</p> <p>○当該製品に60個内蔵されていたリチウムイオン電池セルは著しく焼損し、確認できた53個の電池セルのうち、43個は焼損が著しく、外装缶及び一部の封口体のみが確認できたが、電極体は確認できなかった。</p> <p>○充放電制御基板の焼損は著しく、ほとんどの電気部品は脱落していたが、銅箔パターンの溶融や基板の欠損は認められなかった。</p> <p>○インバーター基板の焼損は著しく、基板の約2/3が欠損し、ほとんどの電気部品は脱落していた。</p> <p>○制御基板は著しく焼損し、ほとんどの電気部品が脱落して銅箔パターンの一部が欠損していた。</p> <p>○ACアダプター本体及びDCコードに出火の痕跡は認められなかったが、ACコードに断線及び溶融痕が認められた。</p> <p>●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルから出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
82	A202000647 令和2年10月21日(長崎県) 令和2年12月8日	液晶テレビ	TH-L19D2	パナソニック株式会社	(火災、死亡1名) 建物2棟を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	<p>○当該製品の焼損は著しく、金属部品や電源コードの心線の一部が残存していた。</p> <p>○電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、解析の結果、ほぼ二次痕と判断された。</p> <p>○内部の電源基板、映像信号処理基板、音声信号処理基板等の電気部品は確認できなかった。</p> <p>●当該製品の焼損は著しく、電源基板等が焼失して確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
83	A202000648 令和2年10月24日(愛知県) 令和2年12月8日	電気洗濯機	NW-Z78	日立アプライアンス株式会社(現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、屋外のテラス屋根の下に設置されていた。</p> <p>○当該製品の外観は、上面及び正面から見て左面と後面の焼損が著しく、左側後方の上部付近から燃え広がった様相を呈していた。</p> <p>○本体内部の下側にあるモーター、モーター用運転コンデンサー、クラッチ及び排水弁に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○上面前側の操作パネル部にある操作基板に出火の痕跡は認められず、電源基板はポッティング材の一部が焼損し、フィルムコンデンサーが破裂しているのみであった。</p> <p>○電源コードは、本体内部の上面左側後方で断線し、断線部に溶融痕が認められた。</p> <p>○本体内部の上側にある電源スイッチ及び給水弁に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、本体内部の電源コードに溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定ができず、詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
84	A202000653 令和2年10月12日(茨城県) 令和2年12月8日	歩行補助車	ライトミニ II	象印ベビー 株式会社(現 ウィズワン株 式会社)	(重傷1名) 使用者(90歳代)が当該製 品を使用して坂道を歩行 中、転倒し、足を負傷した。	○使用者が、当該製品の背面に取り付けられた搬送用バッグに、酸素吸入用の酸素ポンペを積載した状態で下り坂を歩行中、転倒し、足を負傷した。 ○使用者の家族によれば、使用者はふだんから、当該製品の制動用ブレーキを掛けた状態で歩行していたとの申出内容であった。 ○当該製品が使用者に貸与された以降、当該製品のブレーキ等はメンテナンスされていなかった。 ○当該製品の制動用ブレーキのブレーキ板が摩耗していた。 ○JIS T 9263「福祉用具－歩行補助具－シルバーカー」を準用して、当該製品及び同等品の制動用ブレーキを40Nの力で固定した状態で傾斜角6度の斜面上に静置したところ、同等品は静止した状態であったが、当該製品は自然滑走した。また、当該製品の制動用ブレーキの制動力を調整後、同様の試験を実施したが、当該製品は自然滑走した。 ○取扱説明書には、「坂道や線路の横断及び夜間での使用時には注意する。」「制動用ブレーキが利きにくい場合は、調整つまみを調整する。」旨、記載されている。 ●使用者が、ふだんから当該製品の制動用ブレーキを掛けた状態で使用していたことでブレーキ板が摩耗していたため、下り坂を歩行中、ブレーキが利かず、バランスを崩して転倒したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
85	A202000666 令和2年11月22日(石川県) 令和2年12月11日	ポータブルトイレ	PS2型	株式会社リッ チェル	(重傷1名) 病院で当該製品の背もたれ を持って動かそうとしたと ころ、転倒し、負傷した。	○当該製品は、購入者が、背もたれを組み立てて使用する製品である。 ○組立ては、背もたれをトイレ本体の取付け穴に差し込み、本体裏側にジョイントを2か所差し込んで抜けないよう固定する構造であった。 ○販売店が当該製品を確認した際、背もたれのジョイントが2か所とも差し込まれていなかったが、その他に破損等の異常は認められなかった。 ○当該製品のジョイントの所在は不明であった。 ●当該製品は、背もたれを固定するジョイントが差し込まれていなかったため、使用者が当該製品の背もたれを持って移動させる際に、背もたれが抜けたことによりバランスを崩して転倒し、負傷したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
86	A202000671 令和2年11月29日(滋賀県) 令和2年12月14日	電気ストーブ (カーボンヒー ター)	DCT-063又 はDCT-J066	株式会社山 善	(火災) 当該製品を焼損する火災が 発生した。	○使用者が自宅の離れで当該製品を使用した後に母屋に戻ったところ、約4時間後に離れから出火した。 ○当該製品は回転チェアの後方に設置していたとの申出内容であったが、消防の現場検証時に机の天板下で発見された。 ○当該製品は全体的に著しく焼損しており、残存するヒーター管、転倒時オフスイッチ及び内部配線に出火の痕跡は認められなかったが、台座部やアルミ製反射板等の部品は確認できなかった。 ○運転スイッチは機械式ロータリースイッチで、台座、基材及びクリックばねは残存していたが、接点部は確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡が認められなかったことから、運転中に可燃物が接触して焼損した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
87	A202000674 令和2年12月1日(大阪府) 令和2年12月15日	エアコン	AS-288HE6	株式会社富士通ゼネラル	(火災) 店舗の倉庫で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は掃き出し窓上部の壁面に設置されており、事故発生時は使用されていなかった。</p> <p>○当該製品は、正面左側の一部を除き、外郭樹脂が全体的に著しく焼損しており、熱交換器が露出していた。</p> <p>○ステッピングモーター及びファンモーターは原形をとどめており、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○制御基板、端子台等の電気部品は確認できなかった。</p> <p>○エアコン室外機は、当該製品と同じ掃き出し窓のベランダ側に設置されており、掃き出し窓と反対側の正面側が著しく焼損していた。</p> <p>○内外連絡線及び配管も焼損しており、掃き出し窓のガラスは割れていた。</p> <p>○事故発生前に室外機上の灰皿にあったたばこの吸い殻を処理したとの申出内容であったが、ベランダ床面には灰皿と吸い殻が残っていた。</p> <p>●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があり、外部からの延焼の可能性も考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
88	A202000682 令和2年12月4日(静岡県) 令和2年12月16日	電気ストーブ	SDS-808(株式会社山善ブランド)	株式会社ミュージックコーポレーション(株式会社山善ブランド)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○使用者は、当該製品を多頭飼っているペットの暖房用として、夕方から翌朝まで毎日使用していたとの申出内容であった。</p> <p>○当該製品が置かれていた場所の床が局所的に焼損し、床材が焼け抜けていた。</p> <p>○当該製品は焼損が著しく、樹脂製部品は焼失していた。</p> <p>○ヒーター管に異常は認められなかったが、溶融したアルミ製反射板がヒーター管の背面側に付着していた。</p> <p>○電源スイッチは焼損し、通電状態は確認できなかったが、確認できた固定接点及び可動接点に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○転倒時オフスイッチは、樹脂製ケースが焼失していたが、内部のマイクロスイッチの可動接点に固定接点の金属が溶着した様相が認められた。</p> <p>●当該製品は、転倒時オフスイッチの接点が溶着したことに加え、当該製品を夜間のペットの暖房用に使用していたため、ペットが当該製品を前方に転倒させた際に電源が切れず、床が加熱されて出火に至ったものと推定されるが、詳細な使用状況が不明であり、接点が溶着した原因の特定ができなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
89	A202000686 令和2年12月8日(大阪府) 令和2年12月17日	電気温風機 (セラミックファンヒーター)	UFI-T1201 (株式会社山善ブランド)	株式会社ミュージックコーポレーション(株式会社山善ブランド)	(火災) 施設で火災報知機が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	<p>○当該製品は間仕切りされた物置の一角に置かれており、使用者は当該製品を毎日1~2時間使用していたが、首振り機能は使用していないとの申出内容であった。</p> <p>○当該製品は中古品で、使用者が4~5年前にリサイクル店で購入し、老人ホームに持ち込んだものであった。</p> <p>○当該製品は台座部に焼損が認められたが、その他の箇所に焼損は認められなかった。</p> <p>○台座部の内部では、片極側の電源線が首振り機構部の金属製固定板付近で断線しており、断線部に溶融痕が認められた。</p> <p>○ヒーター、ファンモーター、転倒時オフスイッチ、出力切替スイッチ、タイマー等の電気部品に異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、首振り機構部の金属製固定板付近で電源線が断線し、出火に至ったものと推定されるが、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
90	A202000687 令和2年11月15日(静岡県) 令和2年12月17日	自転車	JW60P	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、左足を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○走行中、当該製品が急に動かなくなり、ペダルを踏み込んだが前に進まず左側に転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品のハンドルロックのケースに破損はなく、サークルロックが純正品ではないものに交換され、連動ワイヤーがつながっていない状態であった。 ○当該製品の前方ホークが後方に变形していた。 ○当該製品は、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
91	A202000691 令和2年12月12日(兵庫県) 令和2年12月18日	電気掃除機 (充電式、モップ型)	EI-70266	マリン商事株 式会社	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の隣に他社製充電式掃除機が置かれており、当該製品のACアダプターと他社製掃除機のACアダプターは、同じ延長コードに接続されていた。 ○当該製品は全体的に著しく焼損しており、リチウムイオン電池セル2個及びハンドル部は残存していたが、内部基板は確認できなかった。 ○2個の電池セルのうちの1個は破裂して封口部がなくなっており、電極体は外装缶から飛び出して確認できなかった。 ○当該製品のACアダプターのDCプラグは残存していたが、他社製充電式掃除機の方はDCプラグが確認できなかった。 ○他社製充電式掃除機のACアダプターは、当該製品のACアダプターより出力電圧が高く、当該製品本体にも接続可能であった。 ○他社製充電式掃除機に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、他社製充電式掃除機のACアダプターで充電されたため、過充電となって異常発熱し、出火に至った可能性が考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
92	A202000700 令和2年11月22日(東京都) 令和2年12月22日	歩行車	KZ-C21003	パラマウント ベッド株式 会社	(重傷1名) 使用者(90歳代)が当該製品を使用中、転倒し、足を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が、当該製品を使用して一人で歯科医院に出掛けたところ、歯科医院の入口付近で倒れた状態で発見された。 ○歯科医院と歯科医院に面した道路との間に段差が2箇所あり、それぞれスロープが設置されているが、使用者が転倒した場所は不明であった。 ○使用者は要介護2であり、ケアマネジャー及び訪問看護師は、使用者の身体状況から車いすの利用を勧めていた。 ○当該製品は事故発生日までに約8か月ほぼ毎日使用されており、レンタル期間中にレンタル事業者によって1回メンテナンスされていた。 ○当該製品は、事故発生後、レンタル事業者によってメンテナンスされており、メンテナンスされた当該製品を確認したが、走行性やブレーキの動作に異常は認められなかった。 ●使用者は、ケアマネジャー及び訪問看護師から車いすの利用を勧められていたが、当該製品を使用していたため、傾斜した路面でバランスを崩し、転倒したものと推定されるが、当該製品は事故発生時の状態が維持されておらず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
93	A202000712 令和2年11月22日(奈良県) 令和2年12月23日	ノートパソコン	CF- RZ6D2LLC	パナソニック 株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○出火推定箇所の机上で当該製品が発見され、机上にはモニター、電気スタンド等の電気製品のほか、紙の書類も置かれており、いずれも著しく焼損していた。 ○事故発生時、当該製品のあった部屋は無人で、当該製品の電源はオフになっていた。 ○当該製品は全体的に焼損しており、バッテリーは脱落していた。 ○バッテリーは樹脂製外郭が焼失しており、内蔵のリチウムイオン電池セルはアルミ外装缶の溶融、電極体の焼失及び露出が認められた。 ●当該製品は、バッテリー内部のリチウムイオン電池セルから出火したものと考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
94	A202000717 令和2年10月24日(東京都) 令和2年12月25日	自転車	ESCAPE R3	株式会社 ジャイアント	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪が 外れ、転倒、口を負傷した。	<p>○当該製品の前輪と前ホークつめの固定は、ハブ軸のハブロックナットとスクアーナットで前ホークつめを5N・mのトルクで締め付ける構造であった。</p> <p>○左右の前ホークつめの側面外側にスクアーナットによる圧痕があり、販売時は適切に固定されていたものと推定された。</p> <p>○前輪脱落防止用の二次的な車輪保持具(突起部)に、破損は認められなかった。</p> <p>○左右の前ホークつめ側面内側に、適切に固定された場合と比べ、ハブロックナットとの著しい摩擦痕があり、ハブロックナットに広範囲な塗料の付着が認められた。</p> <p>○左右の前ホークつめのハブ軸はめ合い部に、適切に固定された場合に発生しないハブ軸のねじ山による著しい圧痕が認められた。</p> <p>○前スクアアーに変形等の異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、前スクアアーのハブロックナットと左右の前ホークつめ内側に著しい摩擦痕が認められたことから、前輪の固定が不十分であったため、走行中の衝撃で前輪が外れたものと推定されるが、当該製品を確認できず、スクアアーの異常の有無を確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
95	A202000731 令和2年11月16日(滋賀県) 令和2年12月28日	電気洗濯機	Duo2.5	株式会社 ケースウェーブ	(火災) 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	<p>○当該製品を使用した後、蓋を開けて放置していたところ、当該製品から出火したとの申出内容であった。</p> <p>○当該製品は全体的に著しく焼損しており、モーター、洗濯槽、電源コード及び細切れに断線した配線数本が残存していた。</p> <p>○残存する配線の一部に熔融痕が認められた。</p> <p>○モーター用コンデンサーは焼失しており確認できなかった。</p> <p>○蓋スイッチは、可動切片が一部焼失していた。</p> <p>○当該製品は屋外に設置されていたが、取扱説明書には、「直射日光下や雨が当たる場所で使用しない。」旨、記載されている。</p> <p>●当該製品から出火したものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
96	A202000738 令和2年11月29日(京都府) 令和3年1月5日	シュレッダー	B-131C	フェローズ ジャパン株 式会社	(火災) 事務所で当該製品及び周 辺を焼損する火災が発生し た。	<p>○無人であった事務所の40㎡を焼損する火災が発生し、焼損の著しい箇所に当該製品があった。</p> <p>○当該製品は常に電源が入っており、細断可能な状態で置かれていた。</p> <p>○当該製品は全体的に著しく焼損し、樹脂部品の大部分が焼失していた。</p> <p>○細断部は樹脂部品の一部が残存しており、細断紙投入口付近の禁止図記号及び細断センサーも残存していた。</p> <p>○制御基板は焼損が著しく、大部分が焼失していた。</p> <p>○モーター及びモーター用コンデンサーに出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○電源コードは電源プラグから十数cm離れた箇所で断線しており、断線部に熔融痕が認められたが、本体側の大部分は焼失し、確認できなかった。</p> <p>●当該製品は、電源コードの途中で断線して短絡し、出火に至ったものと考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったこと、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
97	A202000752 令和2年12月25日(大阪府) 令和3年1月7日	ポータブルブ ルーレイプ レーター	BDP-SX910	ソニーイーエ ムシーエス 株式会社(現 ソニーグロー バルマニュ ファクチャリ ング&オペ レーションズ 株式会社)	(火災、死亡1名) 建物を全焼する火災が発生 し、1名が死亡した。現場に 当該製品があった。	○居室は物が多く雑然としており、当該製品は焼損が著しい箇所から発見された。 ○当該製品の外郭は、リチウムイオン電池セル格納部及び背面のヒンジ部の樹脂が著しく焼損して いたが、その他の箇所は樹脂が残存していた。 ○電池セルは4個全てが焼損して本体から外れており、そのうちの1個は封口体が外れて電極体が飛 び出していた。 ○飛び出した電極体は、電池セルの封口部側とは逆方向に付着しており、外郭樹脂が焼損した後に 電池セルが焼損した可能性が考えられた。 ○本体の内部基板及びACアダプターに出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品はACアダプターが接続されていたが、ACアダプターがコンセントに接続されていたか否 かは不明であった。 ●当該製品は、外部からの延焼又は異常発熱によって内蔵のリチウムイオン電池セルが焼損し、出 火したものと考えられるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつ た。	
98	A202000767 令和2年12月24日(愛知県) 令和3年1月12日	携帯電話機 (スマートフォン)	Android One X1(ソフトバ ンク株式会 社ワイモバ イブランド)	シャープ株 式会社(ソフト バンク株式 会社ワイモ バイルブラン ド)	(火災) 当該製品をズボンのポケット に入れていたところ、周辺 を焼損する火災が発生し た。	○当該製品は事故発生前から変形していたとの申出内容であった。 ○当該製品は、背面側のカバーの一部が焼失し、内部のリチウムポリマー電池セルが焼損した状態 で露出していた。 ○当該製品は全体的に湾曲しており、液晶画面に貼り付けられたガラスフィルムにひび割れ及び欠 けが認められた。 ○電池セルは背面から見て左下の角部に欠損及び変形が認められたが、本体の変形の位置とは異 なる位置にあった。 ●当該製品は、内部のリチウムポリマー電池セルが異常発熱して焼損したものと考えられるが、焼損 が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。	
99	A202000775 令和2年12月8日(福岡県) 令和3年1月18日	自転車	C260P	ブリヂスト ンサイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品を押し歩いていた ところ、転倒し、右手指を負 傷した。	○当該製品から降りて押し歩き中、自宅に入る段差アプローチを上がろうと前輪を持ち上げたところ 前輪が左に傾いて転倒し、ハンドル周辺で右手薬指を挟んだとの申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造で あった。 ○当該製品は、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事 故原因の特定には至らなかつた。	
100	A202000803 令和3年1月7日(三重県) 令和3年1月22日	リチウム電池 内蔵充電器	ECA260-170	オズマ株式 会社	(火災) 当該製品で携帯電話機(スマ ートフォン)を充電中、当 該製品及び周辺を焼損する 火災が発生した。	○当該製品は、事故発生の約2時間前から充電されていた。 ○樹脂製外郭ケースは、上面が焼損しており、内蔵のリチウムポリマー電池セルが膨張して一部が 露出していた。 ○電池セル2個のうち1個の負極銅箔の一部に穴空き及び溶融が認められた。 ○内部配線及び制御基板に、出火の痕跡は認められなかった。また、制御基板は過充電及び過放 電保護機能を有していた。 ●当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、焼損 が著しく、詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかつ た。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
101	A202000844 令和3年1月20日(静岡県) 令和3年2月3日	エアコン	MSZ-J22T	三菱電機株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、風が出ないなど調子が悪く、事故発生時は使用していなかったとの申出内容であった。</p> <p>○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭は全て溶融していた。</p> <p>○金属製基板ボックス内にある端子台及び端子台基板は、全体的に焼損しており、出火の痕跡は認められなかったが、端子台基板上の電流ヒューズは切れていた。</p> <p>○電源基板の焼損は著しく、複数箇所破断し、基板上の電気部品の大部分は脱落して確認できなかった。</p> <p>○端子台基板上のフィルムコンデンサーは破裂していたが、両極のメタリコンに溶融は認められなかった。</p> <p>○電源コード、ファンモーター、制御基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、確認できた部品に出火の痕跡は認められなかったが、電流ヒューズが切れており、内部の電気回路に異常があった可能性が考えられるため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
102	A202000892 令和3年1月29日(大阪府) 令和3年2月18日	ノートパソコン	HP 255 G7	株式会社日本HP	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○使用者は、人材派遣会社から貸与された当該製品が起動しなかったため、会社に回収を申請し、回収時刻直前に当該製品にACアダプターを接続し、電源を入れた状態で置いていたところ、当該製品から出火しているのを発見した。</p> <p>○本体は天板側の焼損が比較的軽微なのに対し、底面板の焼損が著しく、バッテリー格納部付近に著しい焼損が認められた。</p> <p>○ACアダプター及び回路基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品の底面板固定ねじを覆う滑り止めゴムが見当たらず、仕様と異なる位置にねじが締結されていた。</p> <p>○当該製品内にバッテリーは認められず、本体にも電極体焼損物の残存は確認できなかった。</p> <p>○使用者は当該製品の分解の有無については記憶にないとの申出内容であった。</p> <p>○会社によれば、使用者は以前にもノートパソコンが起動しないと回収を申請しており、回収したノートパソコンを確認した結果、分解と配線切断の痕跡が認められた。</p> <p>●当該製品は、使用者が底面板を外して分解した際、バッテリーのリチウムイオン電池セルが異常発熱して焼損し、出火に至った可能性が考えられるが、当該製品内にバッテリーが確認できず、事故発生時の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
103	A202000901 令和3年1月23日(愛知県) 令和3年2月18日	エアコン	MSZ-GV282	三菱電機株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、不定期に使用されており、事故発生日は使用されていなかった。</p> <p>○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭は全て溶融していた。</p> <p>○金属製基板ボックス内にある端子台、端子台基板及び電源基板は、全体的に焼損していたが、局所的な焼損等の出火の痕跡は認められず、端子台基板上に取り付けられた電流ヒューズも切れていなかった。</p> <p>○制御基板、ファンモーター及びルーバーモーターに出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○電源コード及び電源プラグは焼失して確認できなかった。</p> <p>●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
104	A202000904 令和2年3月11日(滋賀県) 令和3年2月19日	喫煙器具(充電式、たばこカートリッジ加熱式)	Series 2.0 /G004	ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン合同会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品付近に携帯ゲーム機が位置しており、携帯ゲーム機はコンセントに接続されたACアダプターで充電されていた。 ○当該製品は著しく焼損しており、金属製外郭のみ残存し、内蔵されていたリチウムイオン電池セル等の電気部品は焼失していた。 ○コンセントの刃受金具に出火の痕跡は認められなかった。 ○携帯ゲーム機の内部基板及び電池セルに出火の痕跡は認められなかった。 ○ACアダプターは金属部品に溶融が認められたが、事業者名等の詳細は確認できなかった。 ●当該製品の焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	A201901252携帯ゲーム機、 A202000026コンセントと同一事故
105	A202000920 令和2年12月26日(東京都) 令和3年2月26日	電気カーペット	KU-R30F	森田電工株式会社(現株式会社ユーイング)	(火災、軽傷1名) 建物を全焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。現場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者の就寝中に居室から出火する事故が発生し、消火を試みた使用者がのどに火傷を負った。 ○当該製品の焼損は著しく、コントローラー側の半面を残してカーペット部が焼失していた。 ○コントローラーに出火の痕跡は認められなかった。 ○コントローラーの制御基板に実装された温度ヒューズは切れていなかった。 ○事故発生時に当該製品が使用中であったか否かも含め、詳細な使用状況は確認できなかった。 ○当該製品の技術資料等は確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったこと、当該製品の詳細が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
106	A202000994 令和3年3月8日(静岡県) 令和3年3月24日	電動アシスト自転車	A6D61	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 店舗の駐車場で当該製品を使用中、転倒し、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○無償交換されているバッテリーを発送するため、バッテリーの残量を減らそうとして、当該製品を店舗の駐車場で走行中、転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品のハンドルロックのケースに破損はなく、サークルロックの摺動に異常はなかったとの申出内容であった。 ○当該製品は、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
107	A202001001 令和3年3月20日(大阪府) 令和3年3月26日	延長コード	不明	株式会社オーム電機(輸入事業者)	(火災) 当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○流し台横の壁コンセントに当該製品を接続し、当該製品のタップ部にホットプレートを接続して使用していたところ、当該製品の可動式電源プラグから出火した。 ○当該製品は、電源プラグの両極において、栓刃のカシメ接続部に溶融及び変形が認められた。 ○栓刃間の樹脂部は焼失しており、残存する金属部品に消火用具由来と考えられる腐食も認められた。 ○当該製品の可動式電源プラグは、流し台横の壁コンセントに長期間接続された状態であった。 ○使用者は、直近の2～3年、当該製品に電気製品を接続して使用する度にビニールが焦げたようなにおいを感じていたとの申出内容であった。 ●当該製品は、可動式電源プラグの栓刃間でトラッキング現象が発生して出火したのと考えられるが、焼損が著しく、詳細な使用状況も不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
108	A201900947 令和1年12月7日(徳島県) 令和1年12月17日	電気トースター	CT25	テスコム電機株式会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品で食パン1枚を調理し、食べ終わった後に追加で食パン1枚を同様に調理したところ、当該製品から出火した。</p> <p>○当該製品は、事故発生後、付属の金属製蓋が載った状態で発見され、蓋に加熱された痕跡が認められた。</p> <p>○当該製品は、前面と背面の外郭樹脂が著しく焼損し、内部に炭化した食パンが認められた。</p> <p>○電源コードに溶融痕が認められたが、通常使用で外力が加わらない位置であった。</p> <p>○基板、内部配線等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○同等品に付属の蓋をして食パンを調理したところ、本来の加熱時間を越えて動作し、食パンが発火した。</p> <p>○取扱説明書及び蓋の注意表示には、「使用時は必ずふたを取り外す。火災、やけどのおそれがある。」「絶対に蓋を取り付けたままパンを焼かない。パンが発火することがある。」旨、記載されている。</p> <p>●当該製品に付属の蓋をした状態で使用したことにより、加熱が継続して食パンが過熱されて出火し、当該製品に延焼したものと推定されるが、加熱が継続した原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
109	A202000139 令和2年3月31日(愛知県) 令和2年6月1日	ベッドフレーム (LEDライト・コンセント付)	カルバーS LBR ヒキツキ	株式会社ニトリ	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、木製のヘッドボードフレームの中央下部付近から上方へ扇状に焼損していた。</p> <p>○LEDライト用電源コードは、複数箇所で断線しており、断線部2箇所の先端に溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定はできなかった。</p> <p>○LEDライト用電源コードは、60cmほど焼失していた。</p> <p>○LEDライト用のスイッチは、可動接点に出火の痕跡は認められなかったが、固定接点2個が焼失していた。</p> <p>○LED基板、コンセント及びコンセント用電源コードに溶融等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定ができず、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	